

○国立大学法人横浜国立大学役員給与規則

(平成 16 年 4 月 1 日規則第 128 号)

改正 平成 17 年 11 月 24 日規則第 25 号 平成 18 年 3 月 28 日規則第 48 号 平成 19 年 3 月 27 日規則第 65 号
平成 21 年 3 月 27 日規則第 39 号 平成 21 年 5 月 29 日規則第 68 号 平成 21 年 11 月 30 日規則第 93 号
平成 22 年 11 月 24 日規則第 87 号 平成 24 年 1 月 19 日規則第 9 号 平成 24 年 5 月 28 日規則第 111 号
平成 26 年 11 月 21 日規則第 85 号 平成 27 年 3 月 23 日規則第 24 号 平成 27 年 11 月 25 日規則第 74 号
平成 28 年 3 月 22 日規則第 28 号 平成 28 年 11 月 30 日規則第 79 号 平成 29 年 3 月 22 日規則第 58 号
平成 29 年 11 月 24 日規則第 100 号 平成 30 年 3 月 19 日規則第 29 号 平成 30 年 11 月 30 日規則第 68 号
平成 31 年 3 月 22 日規則第 33 号 令和元年 6 月 24 日規則第 9 号 令和元年 11 月 20 日規則第 31 号
令和 2 年 3 月 25 日規則第 37 号 令和 2 年 11 月 25 日規則第 119 号 令和 3 年 3 月 17 日規則第 5 号
令和 4 年 3 月 23 日規則第 24 号 令和 4 年 11 月 24 日規則第 110 号 令和 5 年 3 月 22 日規則第 32 号
令和 5 年 11 月 30 日規則第 86 号 令和 6 年 3 月 28 日規則第 28 号 令和 6 年 11 月 28 日規則第 56 号
令和 7 年 3 月 27 日規則第 31 号

(目的)

第 1 条 この規則は、国立大学法人横浜国立大学の学長、理事及び監事(以下「役員」という。)の給与について定めることを目的とする。

(給与の区分)

第 2 条 常勤の役員の給与は、俸給、地域手当、通勤手当及び期末手当とする。

2 非常勤の役員の給与は、俸給及び通勤手当とする。

(給与の支払)

第 3 条 この規則に基づく給与は、その全額を通貨で直接役員に支払う。ただし、法令等に基づき給与の一部を控除して支払うことができる。

2 前項前段の規定にかかわらず、役員から申し出があつた場合においては、その者に対する給与の全額又は一部を、役員が希望する金融機関等の本人名義の口座に振込を行う方法によって支払うことができる。

3 いかなる給与も、学長が定めた諸規則に基づかずに役員に対して支給しない。

4 業務について生じた実費の弁償は、給与には含まれない。

(給与期間)

第 4 条 給与の計算期間は、一の月の初日から末日までとする。

(給与の支給日)

第 5 条 給与の支給日(期末手当を除く。)は、毎月 17 日とする。ただし、次の各号に掲げる場合には、当該各号に掲げる日を支給日とする。

(1) 17 日が日曜日に当たるとき。 15 日(15 日が国立大学法人横浜国立大学勤務時間、休日及び休暇等に関する規則(平成 16 年規則第 103 号。以下「勤務時間規則」という。))第 6 条の休日(以下「休日」という。)に当たるときは、18 日)

(2) 17 日が土曜日に当たるとき。 16 日(16 日が休日に当たるときは、15 日)

(3) 17 日が休日（勤務時間規則第 6 条第 4 号に規定する休日を除く。）に当たるとき。
16 日(16 日が日曜日に当たるときは、18 日)

2 俸給及び地域手当は、一の給与期間の月額的全額をその月の給与の支給日に支給する。

3 期末手当は、6 月 30 日及び 12 月 10 日(以下この項において「支給日」という。)に支給する。ただし、次の各号に掲げる場合には、当該各号に掲げる日を支給日とする。

(1) 支給日が日曜日に当たるとき。 支給日の前々日(支給日の前々日が休日に当たるときは、支給日の翌日)

(2) 支給日が土曜日に当たるとき。 支給日の前日(支給日の前日が休日に当たるときは、支給日の前々日)

(3) 支給日が休日に当たるとき。 支給日の前日(支給日の前日が日曜日に当たるときは、支給日の翌日)

4 第 2 項について、俸給の支給日までに支給に係る事実が確認できない等のため、その日に支給することができないときは、その日後に支給することができる。また、過払いが生じたときは、その日後の給与から控除することができる。

(常勤の役員の俸給)

第 6 条 常勤の役員の俸給月額は、次のとおりとする。

学長	979,000 円
理事(副学長を兼ねる者に限る。)	829,000 円
理事	716,000 円
監事	716,000 円

(非常勤の役員の俸給)

第 7 条 非常勤の役員の俸給月額は、前条に定める理事又は監事の俸給月額を基に、当該役員の勤務形態等を考慮して学長が別に定める。

(給与の日割計算等)

第 8 条 新たに役員となった者には、その日から給与を支給する。

2 役員が退職(死亡による退職を除く。)したときは、その日まで給与を支給する。

3 役員が死亡したときは、その月まで給与を支給する。

4 第 1 項又は第 2 項の規定により給与を支給する場合であって、月の初日から給与を支給するとき以外のとき、又は月の末日まで給与を支給するとき以外のときは、その給与額は、その月の現日数を基礎として日割によって計算する。

(端数の取扱い)

第 9 条 この規則による計算において給与の額に 1 円未満の端数を生じたときは、これを切り捨てるものとする。

(地域手当)

第 10 条 地域手当は、俸給月額に 100 分の 16 の支給割合を乗じて得た額を常勤の役員に支給する。

(通勤手当)

第 11 条 常勤の役員の通勤手当は、国立大学法人横浜国立大学教職員給与規則(平成 16 年規則第 110 号)第 36 条に定める教職員の例に準じて支給する。

2 非常勤の役員の通勤手当は、国立大学法人横浜国立大学非常勤職員給与規則(平成 16 年規則第 115 号)第 18 条に定める教職員の例に準じて支給する。

(期末手当)

第 12 条 期末手当は、6 月 1 日及び 12 月 1 日(以下この条においてこれらの日を「基準日」という。)にそれぞれ在職する常勤の役員に対して、それぞれ第 5 条第 3 項で定める日に支給する。これらの基準日前 1 か月以内に退職した常勤の役員についても、同様とする。

2 教職員又は国家公務員(国家公務員退職手当法(昭和 28 年法律第 182 号)第 2 条第 1 項に規定する職員をいう。以下同じ。)が学長、任命権者又はその委任を受けた者の要請に応じ、引き続いて役員となるため退職し、かつ、引き続いて役員となった場合における役員として引き続いた在職期間には、その者の教職員又は国家公務員としての引き続いた在職期間を含むものとする。

3 役員が基準日前一ヶ月以内に退職し、かつ、引き続き教職員又は国家公務員となった場合においては、第 1 項後段の規定にかかわらず、期末手当は支給しない。

4 期末手当の額は、それぞれ基準日現在(退職した役員については退職した日現在。)において当該役員が受けるべき俸給月額及び地域手当の月額並びに当該俸給月額に 100 分の 25 の割合を乗じて得た額並びに当該俸給月額及び地域手当の月額の合計額に 100 分の 20 の割合を乗じて得た額の合計額に表一に定める支給割合を乗じて得た額に、基準日以前 6 か月以内の期間におけるその者の在職期間の区分に応じて、表二に定める割合を乗じて得た額とする。

表一 期末手当支給割合

支給割合
100 分の 172.5

表二 在職期間別支給割合

在職期間	割合
6 か月	100 分の 100
5 か月以上 6 か月未満	100 分の 80
3 か月以上 5 か月未満	100 分の 60
3 か月未満	100 分の 30

5 前項の規定による期末手当の額は、文部科学省国立大学法人評価委員会が行う業績評価の結果、当該役員の在職期間における業績及びその他の事情等を勘案し、学長が、その職務実績に応じ、100 分の 10 の範囲内で、これを増額し、又は減額することができる。

- 6 役員が次の各号に該当する場合は、第1項の規定にかかわらず、当該各号の基準日に係る期末手当(第2号に掲げる者にあつては、その支給を一時差し止めた期末手当)は支給しない。
- (1) 基準日前1か月以内又は基準日から当該基準日に対応する支給日の前日までの間に退職した役員で、その退職した日から当該支給日の前日までの間に禁錮以上の刑に処せられた場合
 - (2) 次項の規定により期末手当の支給を一時差し止める処分を受けた者(当該処分を取り消された者を除く。)で、その者の在職期間中の行為に係る刑事事件に関し禁錮以上の刑に処せられたもの
- 7 学長は、支給日に期末手当を支給することとされている役員で当該支給日の前日までに退職した者が次の各号のいずれかに該当する場合は、当該期末手当の支給を一時差し止めることができる。
- (1) 退職した日から当該支給日の前日までの間に、その者の在職期間中の行為に係る刑事事件に関して、その者が起訴(当該起訴に係る犯罪について禁錮以上の刑が定められているものに限り、刑事訴訟法(昭和23年法律第131号)第6編に規定する略式手続によるものを除く。次項において同じ。)をされ、その判決が確定していない場合
 - (2) 退職した日から当該支給日の前日までの間に、その者の在職期間中の行為に係る刑事事件に関して、その者が逮捕された場合又はその者から聴取した事項若しくは調査により判明した事実に基づきその者に犯罪があると思料するに至った場合であつて、その者に対し期末手当を支給することが、業務に対する信頼を確保し、期末手当に関する制度の適性かつ円滑な実施を維持する上で重大な支障を生ずると認める場合
- 8 学長は、一時差止処分について、次の各号のいずれかに該当するに至った場合には、速やかに当該一時差止処分を取り消さなければならない。ただし、第3号に該当する場合において、一時差止処分を受けた者がその者の在職期間中の行為に係る刑事事件に関し現に逮捕されているときその他これを取り消すことが一時差止処分の目的に明らかに反すると認めるときは、この限りでない。
- (1) 一時差止処分を受けた者が当該一時差止処分の理由となった行為に係る刑事事件に関し禁錮以上の刑に処せられなかった場合
 - (2) 一時差止処分を受けた者について、当該一時差止処分の理由となった行為に係る刑事事件につき公訴を提起しない処分があつた場合
 - (3) 一時差止処分を受けた者がその者の在職期間中の行為に係る刑事事件に関し起訴をされることなく当該一時差止処分に係る期末手当の基準日から起算して1年を経過した場合

9 前項の規定は、学長が、一時差止処分後に判明した事実又は生じた事情に基づき、期末手当の支給を差し止める必要がなくなったとして当該一時差止処分を取り消すことを妨げるものではない。

10 学長は、一時差止処分を行う場合は、当該一時差止処分を受けるべき者に対し、当該一時差止処分の際、一時差止処分の事由を記載した説明書を交付しなければならない。
(給与の改定)

第13条 この規則による給与に改定の必要が生じた場合には、原則として次年度の4月1日から行うものとする。ただし、学長が特に必要と認めた場合には、この限りでない。
(雑則)

第14条 この規則の実施に関し必要な事項は、学長が定める。

附 則

この規則は、平成16年4月1日から施行する。

附 則(平成17年11月24日規則第25号)

第1条 この規則は、平成17年12月1日から施行する。

第2条 平成17年12月における期末手当の支給割合は、第12条第4項の規定にかかわらず、100分の172.5とする。

附 則(平成18年3月28日規則第48号)

改正 平成19年3月27日規則第65号

第1条 この規則は、平成18年4月1日から施行する。

第2条 削除

附 則(平成19年3月27日規則第65号)

この規則は、平成19年4月1日から施行する。

附 則(平成21年3月27日規則第39号)

この規則は、平成21年4月1日から施行する。

附 則(平成21年5月29日規則第68号)

この規則は、平成21年6月1日から施行する。

附 則(平成21年11月30日規則第93号)

この規則は、平成21年12月1日から施行する。

附 則(平成22年11月24日規則第87号)

この規則は、平成 22 年 12 月 1 日から施行する。

附 則(平成 24 年 1 月 19 日規則第 9 号)

この規則は、平成 24 年 1 月 19 日から施行する。

附 則(平成 24 年 5 月 28 日規則第 111 号)

この規則は、平成 24 年 6 月 1 日から施行する。

附 則(平成 26 年 11 月 21 日規則第 85 号)

この規則は、平成 26 年 12 月 1 日から施行する。

附 則(平成 27 年 3 月 23 日規則第 24 号)

改正 平成 27 年 11 月 25 日規則第 74 号

- 1 この規則は、平成 27 年 4 月 1 日から施行する。
- 2 令和 5 年 3 月 31 日までの間における第 10 条の規定の適用については、同条中「100 分の 16」とあるのは「100 分の 14」とする。

附 則(平成 27 年 11 月 25 日規則第 74 号)

この規則は、平成 27 年 12 月 1 日から施行する。

附 則(平成 28 年 3 月 22 日規則第 28 号)

この規則は、平成 28 年 4 月 1 日から施行する。

附 則(平成 28 年 11 月 30 日規則第 79 号)

この規則は、平成 28 年 12 月 1 日から施行する。

附 則(平成 29 年 3 月 22 日規則第 58 号)

この規則は、平成 29 年 4 月 1 日から施行する。

附 則(平成 29 年 11 月 24 日規則第 100 号)

この規則は、平成 29 年 12 月 1 日から施行する。

附 則(平成 30 年 3 月 19 日規則第 29 号)

この規則は、平成 30 年 4 月 1 日から施行する。

附 則(平成 30 年 11 月 30 日規則第 68 号)

この規則は、平成 30 年 12 月 1 日から施行する。ただし、第 12 条表一の改正規定は平成 31 年 4 月 1 日から適用するものとし、平成 30 年 12 月 1 日を基準日とする期末手当の支給割合は 100 分の 175 とする。

附 則(平成 31 年 3 月 22 日規則第 33 号)

この規則は、平成 31 年 4 月 1 日から施行する。

附 則(令和元年 6 月 24 日規則第 9 号)

この規則は、令和元年 7 月 1 日から施行し、平成 31 年 4 月 1 日から適用する。

附 則(令和元年 11 月 20 日規則第 31 号)

この規則は、令和元年 12 月 1 日から施行する。

附 則(令和 2 年 3 月 25 日規則第 37 号)

この規則は、令和 2 年 4 月 1 日から施行する。

附 則(令和 2 年 11 月 25 日規則第 119 号)

この規則は、令和 2 年 12 月 1 日から施行する。

附 則(令和 3 年 3 月 17 日規則第 5 号)

この規則は、令和 3 年 4 月 1 日から施行する。

附 則(令和 4 年 3 月 23 日規則第 24 号)

この規則は、令和 4 年 4 月 1 日から施行する。

附 則(令和 4 年 11 月 24 日規則第 110 号)

この規則は、令和 4 年 12 月 1 日から施行する。

附 則(令和 5 年 3 月 22 日規則第 32 号)

- 1 この規則は、令和 5 年 4 月 1 日から施行する。
- 2 令和 5 年 4 月 1 日から令和 6 年 3 月 31 日までの間における第 10 条の規定の適用については、同条で定める支給割合から 100 分の 2 を差し引くものとする。

附 則(令和 5 年 11 月 30 日規則第 86 号)

この規則は、令和 5 年 12 月 1 日から施行する。

附 則(令和 6 年 3 月 28 日規則第 28 号)

- 1 この規則は、令和 6 年 4 月 1 日から施行する。

- 2 令和6年4月1日から令和7年3月31日までの間における第10条の規定の適用については、同条で定める支給割合から100分の2を差し引くものとする。

附 則(令和6年11月28日規則第56号)

この規則は、令和6年12月1日から施行する。

附 則(令和7年3月27日規則第31号)

- 1 この規則は、令和7年4月1日から施行する。
- 2 令和7年4月1日から令和8年3月31日までの間における第10条の規定の適用については、同条で定める支給割合から100分の2を差し引くものとする。